

五井町市有地本エントリー企業募集案内

第1 本エントリー企業募集について

本市では、長く本市において事業を展開されている市内事業者の市外への流出を防ぎ、また、市外事業者の新たな本市への事業所の立地や事業規模の拡大を促進するため産業用地の創出に取り組んでいるところです。

その一つの取組として本市が所有する産業用地として活用可能な市有地において、立地企業の募集を行います。

なお、応募を希望される事業者様には、応募書類配布時に面談(1時間程度)を行います。

第2 五井町市有地の概要

(1) 所在地

橿原市五井町 163 番 1 及び174番1外

橿原市五井町 187 番 1

※位置図(別紙1)及び敷地図(別紙2)のとおり

(2) 売却予定面積

橿原市五井町 163 番 1 及び174番1外 …約21,000㎡

橿原市五井町 187 番 1 … 約1,160 ㎡

※引き渡し面積については、今後実施予定の測量によって確定します。

(3) 地目

宅地

(4) 土地価格(参考価格)

橿原市五井町 163 番 1 及び174番1外 …約7.4億円(35,276 円/㎡)

橿原市五井町 187 番 1 …約1.0 億円(86,187 円/㎡)

※価格には、五井町市有地において実施した調査費等(約0.6億円)が加算されます。

※実際の売却価格については、引き渡し面積や不動産鑑定の結果等により変動します。

(5) 土地の諸条件等

➤ 市街化区域

➤ 用途地域

:準工業地域 建蔽率:60% 容積率:200%

➤ 高度規制

:20m

➤ 緑地

:工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)に基づく特定工場における緑地面積確保割合 10%及び環境施設面積確保割合 5%(緑地面積を含む)

➤ 上水道

:奈良県広域水道企業団

敷地南側の東西道路に配水管が敷設されています。

配水管から上水道の引き込み工事を行う際の費用は買受者の負担になります。

接続にあたっては、管理者と調整してください。

➤ 下水道(汚水)

: 公共下水道利用可。敷地南側の東西道路に敷設済みです。下水道に接続するための費用については、買受者の負担になります。

➤ 下水道(雨水)

: 当該市有地は大和川流域に当たるため、開発に際しては奈良県河川整備課等の関係機関と協議し、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」(奈良県条例)及び「大和川流域調整池技術基準」等の法令、基準に基づき適切な施設の設置を行ってください。

➤ 電力

: 関西電力

高圧 : 6kV(西樫原変電所まで 0.6 km)

特別高圧 : 22kV(樫原変電所まで 1.3 km)

➤ ガス

: 大和ガス

敷地南側の東西道路に本支管あり。

➤ 浸水実績

: 想定浸水深 0.5m~3.0m

➤ 通学路

: 敷地東側の南北道路が通学路となっていますので、車両の出入りに際して配慮が必要です。※応募書類配布時に図面を配布します。

➤ 地質

: ※応募書類配布時に調査結果概要を配布します。

➤ 遺跡

: 敷地の一部に都城跡(藤原京跡)あり。

敷地西側において、試掘調査を実施しました。

※応募書類配布時に、遺跡地図を配布するとともに、試掘調査結果概要について説明します。

➤ 地中埋設物

: 前所有者が残した基礎・杭などの埋設物が存置されていることが想定されます。

※応募書類配布時に説明します。

➤ 土壌汚染

: 土壌汚染調査を実施しています。当該地は過去にコンクリートプラントが立地していたため、六価クロム等の汚染物質が検出されています。

※応募書類配布時に説明します。

土地の諸条件については、物件調書(別紙3)も併せてご覧ください。

(6) 土地引渡し予定時期

令和 9 年度内

第3 応募要件

応募者は、次に掲げる要件のうち(1)に該当し、かつ、(2)から(7)までのいずれにも該当することとします。

なお、第5(1)の応募資格を有する旨の通知が発行された後であっても、応募の要件を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

- (1) 営利事業を目的とする法人であり、次の(2)に記載のいずれかの建築物を自ら建設し、経営しようとする法人であること。
- (2) 次のイ～ハいずれかに該当する施設であって、3,000㎡以上の建築面積を有するもの。
 - イ) 日本標準産業分類(令和5年総務省告示第 256 号)表中「E製造業」の用途に供する工場及び研究施設並びにこれらの建築物に付属するもの
 - ロ) 日本標準産業分類(令和5年総務省告示第 256 号)表中「H運輸業」の用途に供する物流施設
 - ハ) 日本標準産業分類(令和5年総務省告示第 256 号)表中「G情報通信業」のうち、通信業または情報サービス業に分類されるデータセンター等の建築物
- (3) 五井町市有地(以下「市有地」という。)において、応募書類に記載されている事業用施設の建設工事に、契約を締結した日の翌日から起算して3年以内に着手し、5 年以内に操業を開始すること。

ただし、天災地変その他買受者の責に帰することのできない事由により、且つあらかじめ市に書面による承諾を受けた場合は、この限りではありません。また、買受者は、原則として、市有地の引渡しの日の翌日から起算して 10 年間は、応募書類に記載されている事業以外の用に供することはできません。
- (4) 都市計画法、工場立地法、騒音振動規制法、悪臭防止法、大気汚染防止法、建築基準法、景観法、檀原市開発指導要綱、その他関係法令を遵守すること。
- (5) 上記(4)の内容にかかわらず、市有地において行う事業が公害防止及び環境保全に配慮するものであること。
- (6) 公租公課の滞納がないこと。
- (7) 次のイ～二いずれにも該当しない者であること。
 - イ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定(一般競争入札に参加させることができない事由など)に該当する者
 - ロ) 次の申立てがなされている者
 - ① 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
 - ハ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号

- から第6号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)が代表者又は役員等(その役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)である法人
- 二) 市有地を暴力団の活動を助成し、又は暴力団の運営に資するおそれがあるものの用に供する者

第4 募集受付及び提出書類

(1) 募集案内の公開及び応募書類の配布

- ① 募集案内は橿原市ホームページに掲載します。

URL:

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1017/gyomu/1/16349.html>

- ② 応募書類等の配布

募集要領及び応募書類の配布は窓口でのみ行います。

(窓口)

橿原市東竹田町 1-1(「リサイクル館かしはら」3 階)

橿原市 魅力創造部 地域振興課 企業立地推進室

TEL 0744-47-3545

※応募書類配布時に面談(1 時間程度)を行います。

面談時に重要事項の説明を行いますので、面談の際は当該事業の責任者等のご出席をお願いします。

※面談の日程調整が必要になりますので、事前に電話で来庁時間について予約してください。

※面談は、令和 8 年 10 月 1 日(木)から令和 8 年 12 月 21 日(月)までの期間の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)の間に行います。

(2) 応募の受付場所

橿原市 魅力創造部 地域振興課 企業立地推進室

住 所:〒634—0002 奈良県橿原市東竹田町1-1(リサイクル館かしはら 3階)

(3) 応募書類

応募者は、次に掲げる書類を提出してください。

各様式に記載された添付書類は応募書類として提出できるものとします。

また下記応募書類を電子データ化した CD-R(1部)を提出してください。

なお、応募に要する費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しないものとします。

- ① 五井町市有地本エントリー企業募集申込書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 役員名簿(様式第3号)
- ④ 誓約書(様式第4号)
- ⑤ 主要取引金融機関一覧(様式第5号)
- ⑥ 当該事業に対する金融機関の関心表明書(例)(様式第6号)

- ⑦ 質疑書(様式第7号)
- ⑧ 法人の定款の写し
- ⑨ 法人の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ⑩ 事業経歴書及び会社案内書(パンフレット・会社概要及び取扱い製品の説明等)
- ⑪ 会社法に基づく計算書類等
(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表・附属明細書)
税務署に提出した法人税の申告書の写し
- ⑫ 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書
- ⑬ 施設配置計画(図面等) ※建築物、構築物、緑地等を記入したもの
- ⑭ 各様式において提出が求められている書類
- ⑮ 事業計画書(様式第2号)に関する補足説明資料
- ⑯ 檀原市が必要と認める書類(提出を求められた場合は速やかに応じること)

(4) 応募受付期間

応募受付期間は、令和8年10月1日(木)から令和8年12月21日(月)までとします。
 応募書類の提出は、応募受付期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除き、午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時までを除く。)とします。事前相談についても同様です。また、郵送による提出の場合も、応募受付期間内必着とします。

第5 立地候補者の決定方法

市は、応募者から提出された応募書類の内容による資格審査を行うとともに、応募書類、応募者によるプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、立地候補者を決定するものとします。

第6 立地協定

市は、立地候補者を決定したときは、市と立地候補者の間で立地協定を締結するものとします。

第7 土地売買の流れ

市は立地候補者との間で土地売買契約(以下「契約」という。)を締結するものとします。

第8 スケジュール

応募から所有権移転までのスケジュールは、概ね次のとおりです。

なお、スケジュールは令和8年10月時点での見込みであり、今後変更となる可能性があります。

予定時期	内容
令和8年10月1日(木)	募集案内の公開、応募開始、質疑の受付開始
～令和8年12月21日(月)	応募受付期間、面談期間
令和8年12月4日(金)	質疑締切
令和8年12月21日(月)	応募締切
令和9年1月中旬～2月初旬	選考会

令和 9 年 2 月初旬	立地候補者の決定・選考結果の通知
令和 9 年 3 月以降	立地協定締結
令和 9 年 6 月～9月	契約に向けた手続き
令和 9 年度内	土地引渡し

第9 その他

(1) 募集に関する注意事項

市有地への立入りについて

市有地は施錠されていますので、敷地内に入ることにはできません。現地確認等立入りを希望される場合は、あらかじめ企業立地推進室に電話でご連絡ください。

原則として1申込者につき1回に限り市担当者が同行するものとします。同行の日程調整が必要になりますので、事前に電話で同行時間について予約してください。なお、1申込者につき定員は2名までとします。

(2) 図面等

別紙1 位置図

別紙2 敷地図

別紙3 物件調書

第10 担当部署

(1) 部署名 橿原市 魅力創造部 地域振興課 企業立地推進室

担当者 松元、島田、木村、東浦

(2) 住所 〒634-8586 奈良県橿原市東竹田町 1-1(「リサイクル館かしはら」3 階)

(3) 電話 0744-47-3545(直通)

(4) ファックス 0744-20-1528

(5) 電子メール kigyoricchi@city.kashihara.nara.jp